

次にもやのみすをかくもやはえんでんによりて四けんもしくは五けんにもあるなり七けん四めんのえんでんならばもや五けんのみすをかけてうちにかべしを引まはすべしもやのみすをあげんことはれいのき丁をもやにたて、そのてのうへにつかせてあぐることもあり、それ無下にさがりたらば、そのてのうへにこぶしをにぎりあて、ふたこぶしばかりすかしてあぐべし、みすのこのつきやうは常のごとし、略○中

おほかたみすをかくことはもやはおほひみすつねの事なり、はれならむかた、うはかへにかくべし、ひさしもおほひみすならんところは、はれうはかへにしてかくべし、おほひみすといふは、はしらのうへに、ひとへりをひきちがへて、すんほうをとるなり、ながさはなげしのえたより、えものなげしのはなくぎのかくる、程にとるなり、あぐることは、もやは女房のことあらんには、さけてあぐべし、き丁のてのうへ、またすこしすかして、そのうへに、ふたこぶしをすかしてあぐといふ、行幸だいきやうなどのみさうぞくには、たかくあぐべし、もやもひさしもあぐるには、こはしといひて、いたをうすくけづりて、いれてまきたるがよきなり、おほかたみさうぞくのよきといふは、みすよくあげてもかうよくひきしき、略○下

〔門室有職抄〕御所御装束事

御疊ヲ引カサ子ムニ、下へ可向、御簾ハ御所タカクバ、モモビタイ母額ヨリモヒモヒトタケヲ可置、御所ヒキクバ、母額ト同程ニ可卷也、母屋ノ御簾ハ、五尺屏風ヲ下ニ立ニ、不障程ヲ可計也、略○下

〔建武年中行事〕正月ひの御座の御簾、南のはし北のがくの間をたれたり、此間に承香殿の人むかや中三間あるひは二間御簾そのまゝにあげたり、をのく、木丁をたてわたす、ちかごろより内などにて、あたりの間一間中はんにあぐることもあり、ひが事なり、いまの代には本儀にまかせてつねのときのごとくこうまろをにあぐ、